陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書
（買受申出人（個人）本人用）

大阪地方裁判所執行官　殿

事件番号	□平成 □令和　年（　）第　号	物件番号	

陳述

私は、暴力団員等ではありません。

私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。

□ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書９参照）
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

（陳述書作成日）令和　年　月　日

買受申出人（個人）		
本人	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	㊞
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成　年　月　日 □西暦

注　意

1　陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
2　事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
3　本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合（未成年者の親権者など）は、買受申出人（個人）法定代理人用の用紙を用いてください。
4　共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
5　「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」を指します。
6　陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
7　氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
8　**買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。**
9　自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
10　**提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。**
11　**虚偽の陳述をした場合には、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。**

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書
（買受申出人（法人）代表者用）

大阪地方裁判所執行官　殿

事件番号	□平成 □令和　年（　）第　号	物件番号	

陳述

当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。

□ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書９参照）
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

（陳述書作成日）令和　年　月　日

買受申出人（法人）		
代表者	法人の所在地	〒　－
	法人の名称	
	代表者氏名	㊞
	役員	別紙「買受申出人（法人）の役員に関する事項」のとおり

注　意

1　陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
2　事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
3　本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
4　共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
5　「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」を指します。
6　陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
7　所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
8　**買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。**
9　自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
10　**提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。**
11　**虚偽の陳述をした場合には、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。**

（別紙）
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人（法人）の役員に関する事項

1 □代表者	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成　年　月　日 □西暦
2	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成　年　月　日 □西暦
3	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成　年　月　日 □西暦
4	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成　年　月　日 □西暦

注　意

1　買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
2　役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
3　役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
4　役員が５人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
5　**提出後の本書面の訂正や追完はできません。**

令和　８年（ヌ）第　　１７６号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１０日
大阪地方裁判所第１４民事部
裁判所書記官　木　下　竜　哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１１月２５日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　２日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月　８日　午前　９時３０分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎３階開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２３日　午前１０時００分 大阪地方裁判所第１４民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによります。 （１）当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り，買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため，令和　８年１１月１０日午前９時から入札期間最終日午後４時３０分まで物件明細書，現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎３階物件明細閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	11,840,000 9,472,000		2,368,000	80,336	34,429
備考					

令和　8年（ヌ）第　　176号

物　件　目　録

1　所　　在　　大阪市平野区背戸口二丁目

　　地　　番　　6番15

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　213．26平方メートル

令和　8年（ヌ）第　　176号

物　件　明　細　書

令和　8年10月　1日
大阪地方裁判所第14民事部
裁判所書記官　木　下　竜　哉

1　不動産の表示
【物件番号1】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
【物件番号1】
本件土地につき、売却対象外の建物（家屋番号6番15及び附属建物符号1）のために法定地上権が成立する。

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
なし

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ヌ）第　　176号

物　件　目　録

1　所　　在　　大阪市平野区背戸口二丁目

　　地　　番　　6番15

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　213．26平方メートル

令和８年(ヌ)第１７６号
令和８年８月１３日受理
令和　　年　　月　　日提出
8.9.-9

現況調査報告書

大阪地方裁判所
執行官　村　山　誠　治

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ヌ）第　　１７６号

物　件　目　録

１　所　　在　　大阪市平野区背戸口二丁目

　　地　　番　　６番１５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２１３．２６平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	大阪市平野区背戸口２丁目６番２７号　付近
土地	物件１
現況地目	■**宅地**　（物件１）　□公衆用道路（物件　　）　□農地（物件　　） □雑種地（物件　　）　□山林　　（物件　　）　□ □
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり ■土地見取図のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 ■上記の者が本土地上に、 下記目的外建物を所有し、占有している □上記の者が駐車場として使用し、占有している □上記の者が更地の状態で占有している。 □ □「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　　地方裁判所　　支部　令和　　年(　)第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
建物（目的外建物）	□ない ■ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地見取図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況（物件１関係）	
所在	大阪市平野区背戸口２丁目６番２７号
家屋番号	□ない（未登記）　■６番１５
種類	■居宅　□店舗　□共同住宅　□工場　□倉庫　□
構造	木造かわらぶき２階建
床面積（概略）	１階　８４．９７㎡ ２階　３７．６３㎡
所有者	■土地所有者　□その他の者（　　）　□不明
建築時期	■昭和３９年２月１５日 □不明
建築者	□現所有者　□その他の者（　　）　■不明
その他の事項	附属建物の表示 符号　　１ 種類　　車庫 構造　　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 床面積　２１．０９㎡

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1　目的土地の現況について

(1)　目的土地の形状は、概ね土地見取図のとおりである。

(2)　目的土地の地積は、概ね地積測量図のとおりと思われるが、正確には専門家による測量を要する。

(3)　目的土地は、建築基準法上の道路に接面している。

(4)　目的土地上の目的外建物の附属建物の屋根と東側隣家の軒が互いに越境している可能性がある。（写真１６参照）

(5) 目的土地上の目的外建物の附属建物北側に、物置が設置されている。（写真１１参照）

(6) 目的土地の北東側に植栽された樹木が、北東側隣家に越境している可能性がある。（写真１７参照）

(7) 所有者に対し、照会書を目的外建物に設置されたポストに投函したが、令和８年９月１日現在、何ら回答はない。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年8月13日 13:05 － 13:10	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年8月13日 13:15 － 13:20	中之島図書館	物件確認
令和8年8月13日 13:20 － 13:25	大阪市役所	道路調査
令和8年8月14日 10:55 － 11:05	物件所在地	物件及び占有確認
令和8年8月24日 14:10 － 14:45	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、概測、敷地外から写真撮影
令和8年8月31日 11:05 － 11:20	物件所在地	立入調査、概測、写真撮影

（特記事項）

□ 令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和８年８月３１日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて目的土地内に立ち入った。

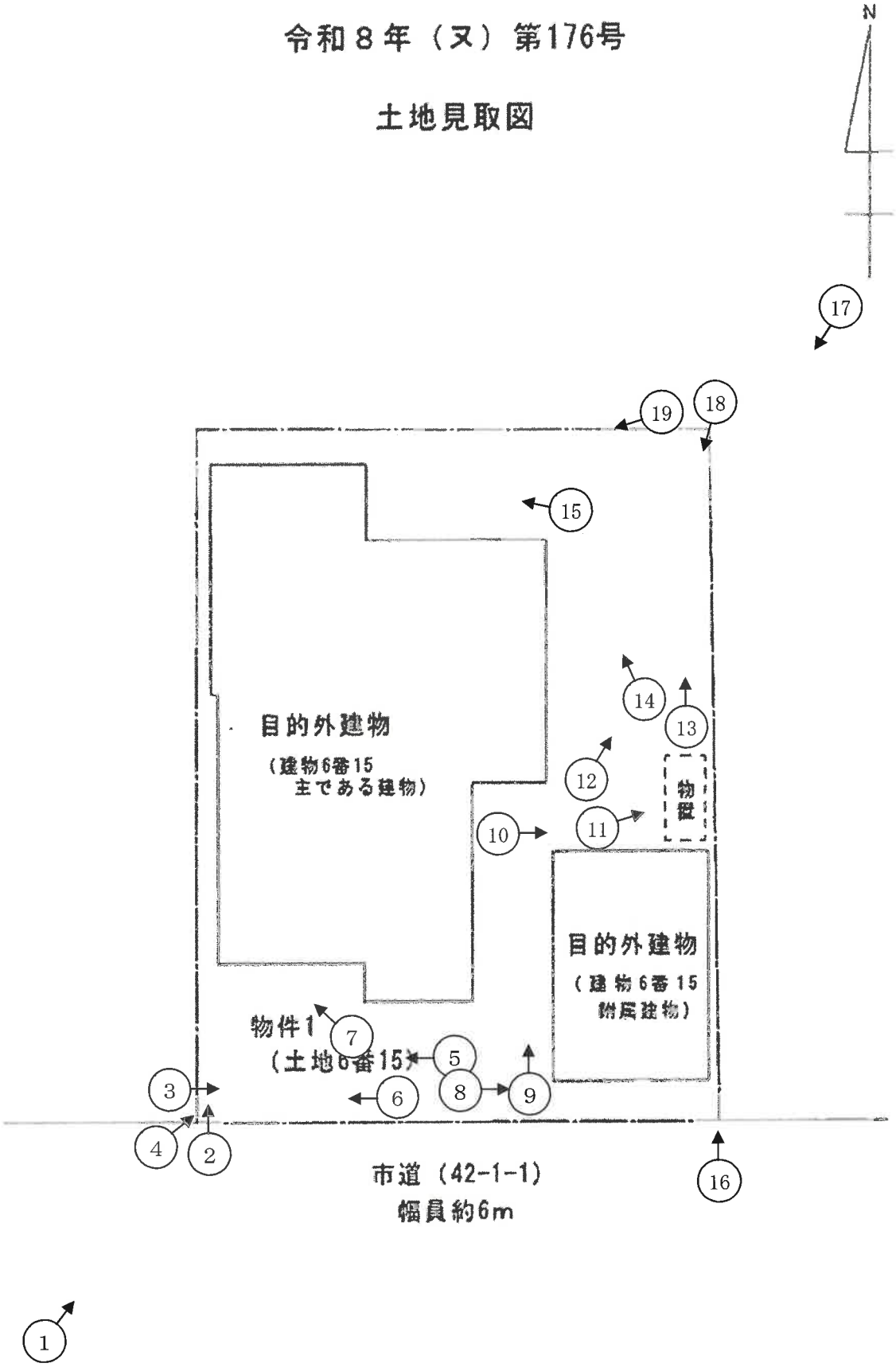
□ 令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和８年（ヌ）第176号

土地見取図



（◀◯写真撮影場所・方向）

	1
	2
	3

	4
	5
	6

	7
	8
	9

	１０
	１１
	１２

	１３
	１４
	１５

	１６
	１７
	１８



１９

令和8年（ヌ）　第176号
令和8年8月24日　現地調査
令和8年9月2日　評　　価

大阪地方裁判所　第１４民事部 御中

評　　価　　書

土地（法定地上権の付着した土地）

評価人　不動産鑑定士

北谷　奈穂子

第１　評価額

評　価　額
金 11,840,000円

第２　評価の条件

1　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更は考慮していない。

3　現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については，ほぼ登記記載と同じ

番号	所　在　等	登　記	現　況
1	所　在 地　番 地　目 地　積	別紙物件目録 記載のとおり	同左

番号	特　記　事　項
1	・目的土地上には以下の目的外建物が存在している。 【主である建物】 所　在　大阪市平野区背戸口二丁目6番地15 家屋番号　6番15 種　類　居宅 構　造　木造かわらぶき2階建 床面積　1階84.97㎡、2階37.63㎡ 築　年　昭和39年2月15新築、昭和50年月日不詳増築 所有者　本件土地所有者 【附属建物】 符　号　1 種　類　車庫 構　造　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 床面積　21.09㎡ 築　年　昭和39年2月15日 所有者　本件土地所有者

第４　目的物件の位置・環境等

対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	大阪メトロ谷町線　平野駅　北西方　約550m　（道路距離） （別添位置図参照）	
付近の状況	中小規模一般住宅、駐車場等が見られる住宅地域	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第１種住居地域
	建ぺい率	80%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	213.26㎡
	形状	長方形
	間口・奥行	間口約13.1m、奥行約16.5m
	高低差等	南側道路に等高接面
接面道路の状況	南側	幅員約6m市道（建築基準法第42条1項1号）
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	一般住宅の敷地
	東側	連棟式住宅
	西側	一般住宅・歯科医院
	南側	市道
	北側	事業所
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	目的土地及び分筆前土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人の所有者名及び田・宅地の登記簿地目が確認された。過去の住宅地図によると、確認できる昭和39年頃にはすでに住宅の敷地として利用されており、大きな利用形態の変動はないまま現在に至る。現在、対象物件を含め周囲に法令上の有害物質使用特定施設はない。また、対象地を含め周辺に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はない。また、現地調査及びヒアリングからも特段の情報は得られなかった。以上の調査から、目的土地及び周辺土地の利用履歴等から土壌汚染の可能性は低いと判断した。なお土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。	
特記事項	・目的土地上の目的外建物（附属建物）の屋根と東側隣家の軒が互いに越境している可能性がある。 ・目的土地上に植栽された樹木が隣家に越境している可能性がある。 ・目的外建物（附属建物）の北側に物置が設置されている。	

第５ 評価額算出の過程

１ 基礎となる価格

物件1（土地）

物件1について、建物が存しないものとして更地価格を算出し、これに必要に応じて建付減価を行って土地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格（円／㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	建付減価 エ	土地価格（円）（千円未満四捨五入）オ（ア×イ×ウ×エ）
1	245,000	0.94	213.26	0.85	41,747,000

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　大阪平野-1

公示価格	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
237,000円／㎡	× 103.3/100	× 100/100	× 100/100	≒ 245,000円／㎡

◇時点修正：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

イ　個別格差：

接面	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.04	0.90	1.00	1.00	0.94
方位+4	地積過大-10			

ウ　地　　積：登記

エ　建付減価：経済的耐用年数を満了していると思われ、-15％が適切と判断した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格から敷地利用権等価格を控除し、必要に応じて市場性修正及び競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権等価格

物件番号	建付地価格（円） ア	敷地利用権等割合 イ		敷地利用権等価格（円）（千円未満四捨五入） ア×イ＝ウ
1	41,747,000	0.55	法定地上権	22,961,000

② 内訳価格及び一括価格

前記により求めた価格に必要に応じて市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件番号	基礎となる価格（円）（１オ） ア	敷地利用権等価格の控除及び加算（円） （２①ウ）イ	市場性修正 ウ	競売市場修正 エ	評価額（円）（万円未満四捨五入） （ア＋イ）×ウ×エ
1	41,747,000	▲22,961,000	0.9	0.7	11,840,000

イ 市場性修正

目的外建物が存することによる市場性減退を考慮して、一般市場修正率を上記の通り査定した。

ウ 競売市場修正

第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正率として0.70を乗じた。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格　　【 大阪平野-1 】

所　　在	：	大阪市平野区背戸口1丁目6番7「背戸口1-6-6」
価　　格	：	237,000円／㎡
位　　置	：	大阪メトロ谷町線 平野駅 北西方 約830m（道路距離）
価格時点	：	令和8年1月1日
地　　積	：	98㎡
供給処理施設	：	水道、ガス、下水
接面街路	：	北 6m 市道
用途指定等	：	第1種住居地域（建ぺい率80%，容積率200%）、準防火地域
地域の概要	：	住宅、マンション等が混在する住宅地域

２　固定資産評価額　　令和8年度

物件1　　：　32,415,000円

第７　附属資料の表示

１　位置図

２　公図

３　地積測量図

４　土地見取図

以　　上

(NO.26-39)

附 属 資 料

令和　8年（ヌ）第　　１７６号

物　件　目　録

１　所　　在　　大阪市平野区背戸口二丁目

　　地　　番　　６番１５

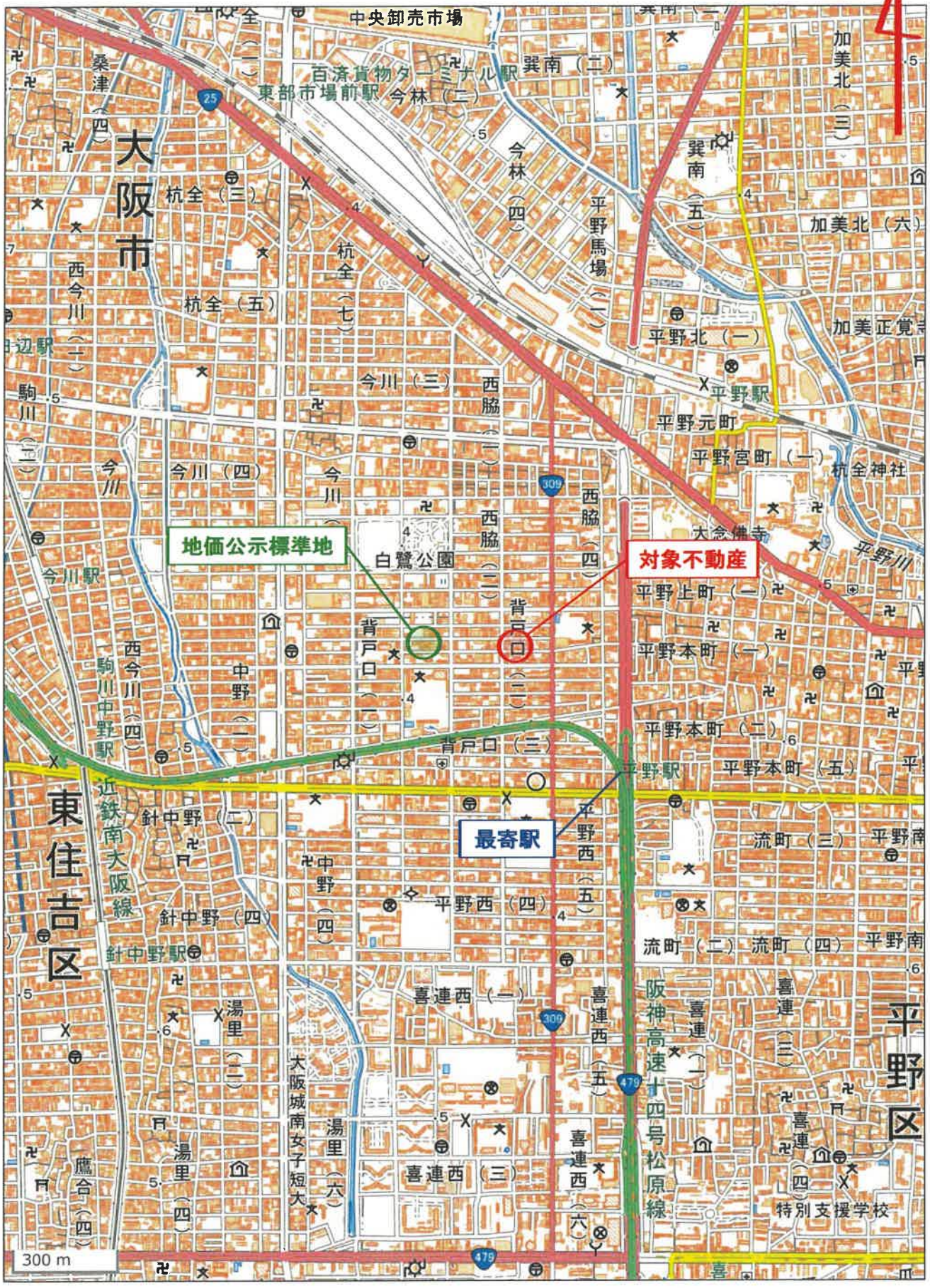
　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２１３．２６平方メートル

地理院地図
GSI Maps

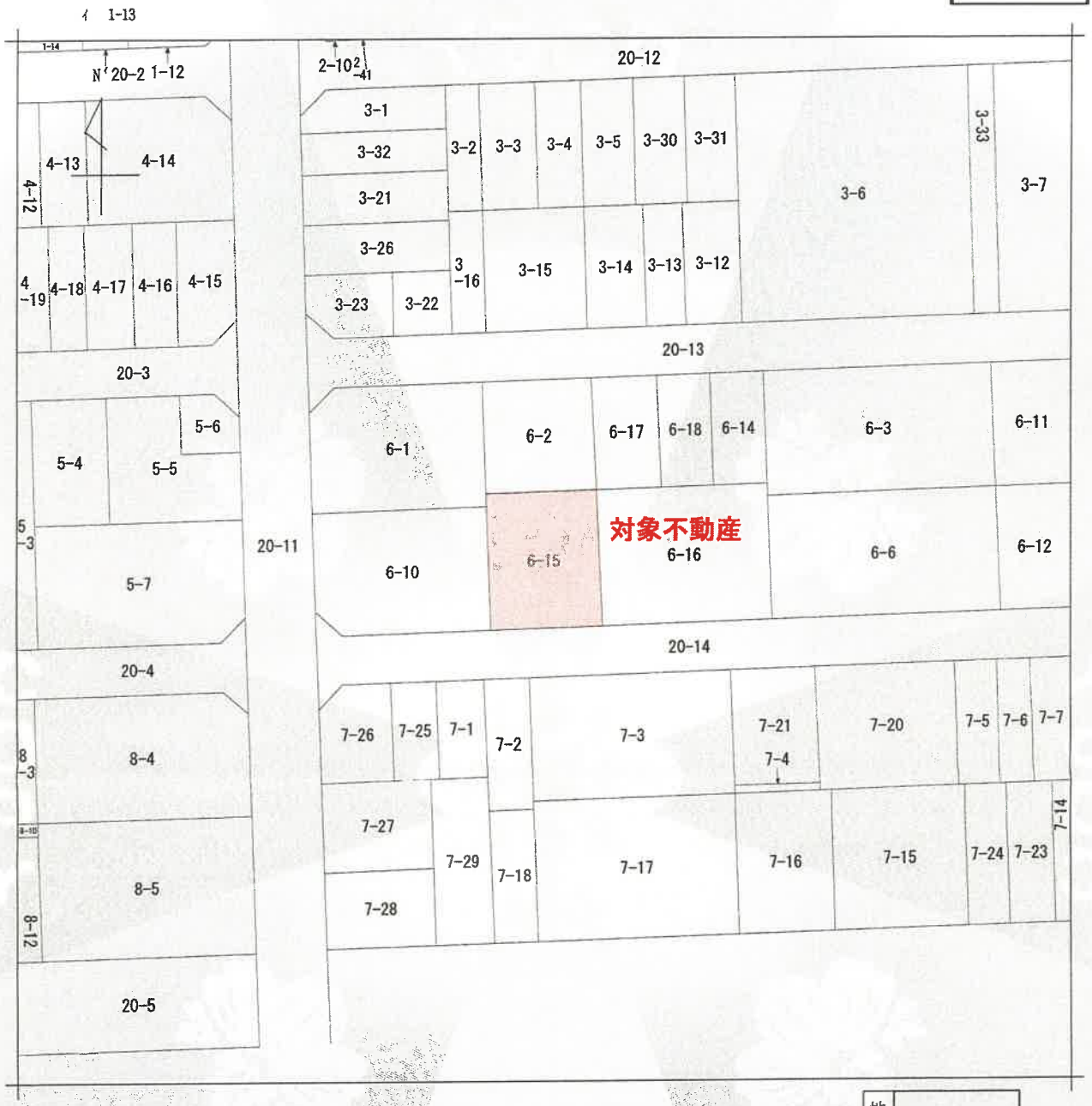
附属資料No.1

位置図



附属資料No.2 **公　図**

A4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	背戸口２丁目

請求部分	所在	大阪市平野区背戸口二丁目		地番	6番15				
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日				備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（大阪法務局天王寺出張所管轄）

令和8年6月1日

大阪法務局北出張所

整理番号：H24085-1　　登記官 [redacted]

(1/1)

登記年月日：平成15年6月16日

086472

平成15年6月16日処理　前6-2　15.6.16

地番	6-2 6-14～6-16
土地の所在	大阪市平野区背戸口2丁目

後新 地積測量図

座標求積表

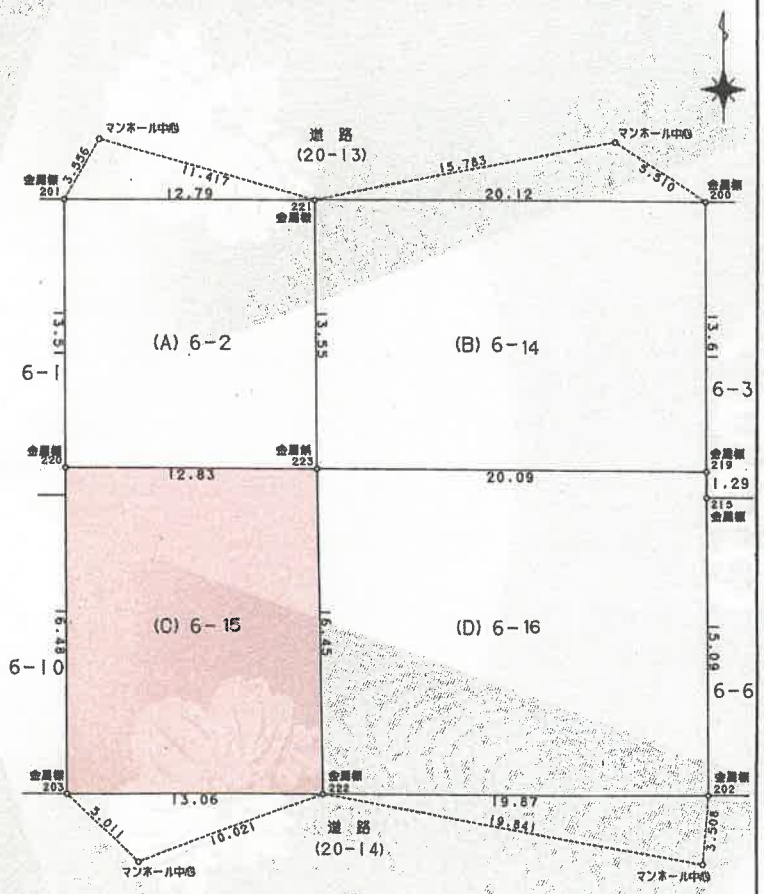
地番	(A) 6-2		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 － Xn-1) Yn
201	53.366	90.203	-242.375461
220	61.145	101.258	1852.920142
223	71.665	93.902	252.314674
221	63.832	82.839	-1515.870861
		倍面積	346.988494
		面積	173.4942470
		地積	173.49 ㎡

地番	(B) 6-14		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 － Xn-1) Yn
200	80.295	71.256	-1731.734568
221	63.832	82.839	-714.900570
223	71.665	93.902	2282.100306
219	88.135	82.385	710.982550
		倍面積	546.447718
		面積	273.2238590
		地積	273.22 ㎡

地番	(C) 6-15		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 － Xn-1) Yn
223	71.665	93.902	-1894.191144
220	61.145	101.258	-104.599514
203	70.632	114.741	2314.555452
222	81.317	107.223	110.761359
		倍面積	426.526153
		面積	213.2630765
		地積	213.26 ㎡

地番	(D) 6-16		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 － Xn-1) Yn
219	88.135	82.385	-1418.340160
223	71.665	93.902	-640.223836
222	81.317	107.223	2777.719038
202	97.571	95.785	724.517740
215	88.881	83.445	-787.387020
		倍面積	656.285762
		面積	328.1428810
		地積	328.14 ㎡

総計	988.1240635



作製者　[redacted]　(平成15年6月13日作製)

申請人　[redacted]

縮尺　1／250

(大阪土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年8月18日　大阪法務局天王寺出張所　登記官　[redacted]

附属資料No.3　地積測量図　A4判に縮小

請求番号：55-1

附属資料No.4

土地見取図

